

関係各位  
(サッカーご担当者殿)

関西サッカー協会  
関西学生サッカー連盟  
(株)京都パープルサンガ  
(株)ガンバ大阪  
大阪サッカークラブ(株)  
(株)クリムゾンフットボールクラブ

## 関西ステップアップリーグについて 2016シーズン開幕戦、日程について

関西地域の次世代を担うU-23年代の強化・育成を目的に2010年にスタートした「関西ステップアップリーグ」の2016シーズンは、2015年12月26日にご案内させて頂きました通り、本年も2015年度と同方式にて実施されます。

今年も大会名称に込めた、さらなる飛躍を望み、レベルの高い試合を展開していきたいと存じます。

開幕戦の日程及び、確定しております日程は以下の通りです。報道関係各位におかれましては、今年度の関西ステップアップリーグにもご注目いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 大会名称: 関西ステップアップリーグ(英語表記は Kansai Step-Up League、略称は SUL もしくは SL)
- 主催: 関西サッカー協会
- 主管: 関西学生サッカー連盟、(株)京都パープルサンガ、(株)ガンバ大阪、  
大阪サッカークラブ(株)、(株)クリムゾンフットボールクラブ
- 参加チーム: 京都サンガ F.C.、ガンバ大阪、セレッソ大阪、ヴィッセル神戸、関西学生選抜の合計5チーム
- 大会方式: 関西学生選抜がJクラブとそれぞれ2試合行う(ホーム&アウェイ方式)

### ■開幕戦 <日時> 2016年2月17日(水) 11:00 kick off

<対戦カード> 関西学生選抜 vs ヴィッセル神戸 @いぶきの森球技場

### ■第2戦 <日時> 2016年2月21日(日) 14:00 kick off

<対戦カード> ガンバ大阪 vs 関西学生選抜 @ガンバ大阪第二天然芝グラウンド

### ■第3戦 <日時> 2016年3月27日(日) 14:00 kick off

<対戦カード> 関西学生選抜 vs ガンバ大阪 @ガンバ大阪第二天然芝グラウンド

\* 以後の日程は決定次第お伝えいたします。

- その他: 本大会の取材等の対応は、原則ホームチームの広報担当に事前に申込み、問い合わせを行ってください。なお、Jリーグクラブ所属選手への取材は、Jリーグ公式戦の取材規約に沿って行ってください。関西学生選抜選手への取材に関しては関西学生サッカー連盟事務局へお問い合わせください。

### 【2016 関西ステップアップリーグ組織体制】

運営委員長 須佐 徹太郎(関西学生サッカー連盟) / 運営副委員長 服部 健二(ヴィッセル神戸)

広報担当 円満堂 靖子(セレッソ大阪)

大会事務局 関西学生サッカー連盟事務局 [担当 森岡 久美子] TEL 06-6268-6400

大会情報 URL <http://www.jufa-kansai.jp/select2/outline.html>

\* 試合結果は各クラブの公式ホームページにも掲載されます。

以上

# 関西ステップアップリーグ 実施要項（抜粋）

本運営要項は、関西ステップアップリーグ（以下「本大会」という）実施に関し定めるものであり、本大会の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

## 第1条 [目的]

関西Jクラブ・関西学生選抜で試合を行うことにより、関西地域の次世代を担うU-23年代の強化・育成を図ることを最大の目的とする。

- ・継続的な公式試合の機会を提供し、次世代を担う選手成長の場を確保する。
- ・学生選抜を参加させることにより、学生選手の技術および経験値向上を図り、プロクラブと学生選手・スタッフとの連携をより密にし、関西地域のサッカー競技レベルの底上げを図る。

## 第2条 [競技場]

- 1) 競技場は原則として次の条件を満たすものでなければならない。
  - ①ピッチは天然芝であること  
但し、Jクラブ以外の対戦の場合はこの限りでは無い
  - ②縦長 105m、横幅 68mであること
  - ③ゴールポストおよびバーは白色かつ丸型（直径 12cm）であること
  - ④ゴールネットは白色であること
- 2) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのあるものは一切放置もしくは設置してはならない。
- 3) 降雪または降雨等、悪天候の場合該当クラブの協議により人工芝ピッチの試合を実施することができる。

## 第3条 [参加資格]

本大会出場資格チームは（公財）日本サッカー協会に登録されている単独のチームとする。

但し、関西学生選抜は関西学生サッカー連盟に登録されているチームから選出された選手で構成されたチームとする。

## 第4条 [選手の出場資格]

- 1) 参加する選手は、（公財）日本サッカー協会への選手登録（以下「登録」という）済みの選手に限る。
- 2) Jクラブのアカデミー所属選手には出場資格が与えられる。
- 3) JFA 強化指定選手には出場資格が与えられる。
- 4) 本大会に参加している4つのJクラブに所属していない選手が、Jクラブ（サンガ、ガンバ、セレッソもしくはヴィッセル）のいずれかから要請があり、当該選手および所属チームが合意した場合、その要請をしたJクラブの選手として、本大会に限り、その都度出場資格が与えられる。

なお、これらの選手も総称して「特別登録選手」と呼ぶこととする。

「特別登録選手」としての出場資格取得に関しては、要請をするJクラブの運営委員が、原則として、対象試合開始時間の24時間前までに大会事務局および対戦チームに書面（Eメールも可）にて通知し、対戦チームの運営委員の承諾を得るものとする。

但し、特別登録選手は1試合につき常時出場5名以内とする。

## 第5条 [試合のエントリー選手およびスタッフの人数]

- 1) 各試合にエントリーすることができる選手の人数は、1チーム18名以内とする。
- 2) 各試合にエントリーすることができるチームスタッフの人数は、1チーム10名以内とする。

## 第6条 [外国籍選手]

外国籍選手については、1試合につき3名まで試合にエントリー且つ出場することができる。

但し、アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手については、1名に限り追加でエントリーすることができ、最大4名まで外国籍選手が同時に出場することができる。

## 第7条 [大会方式]

関西学生選抜がJクラブとそれぞれ2試合行う。

## 第8条 [試合方式]

### 1) 規則

競技規則は、現行の国際サッカー連盟（FIFA）および（公財）日本サッカー協会制定の規則に従う。

### 2) 時間

試合時間は90分とし、延長戦並びにペナルティキック方式は行わない。

後半のキックオフ時刻は前半のキックオフ指定時刻（主審により最終確認をされた時刻をいう）の60分後とする。但し、前半のロスタイム等が5分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。

### 3) 交代

交代は、予め登録した最大7名の交代要員の中から6名までの交代が認められる。

### 4) 退場

試合中、主審により退場を命じられた選手は、本大会中の次の1試合に出場できない。その後の処置に関しては大会規律委員会及び、関西サッカー協会規律委員会に於いて決定する。

また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

### 5) 警告

大会を通じて主審より警告を2回受けた選手は、本大会中の次の1試合に出場することができない。

## 第9条 [日程]

本大会は、別に定める日程に従い開催される。

但し、開催期間は原則として2月からJリーグ最終節終了日の1週間後までとする。

## 第10条 [試合の日時または場所の変更]

試合日、キックオフ時刻、場所等の変更は、当該クラブ同士の協議により変更できるものとする。

その場合、ホームチームは変更しようとする開催日の5日前までに事務局に申請すること。

但し、天災等やむを得ない事情がある場合はその限りではない。

## 第11条 [試合の中止および中断の決定]

1) 試合の中止は、主審がホームチームの責任者と協議のうえ決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、当該チームの責任者が協議のうえ決定する。

2) 主審が試合の中断を決定した場合、ホームチームは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

## 第12条 [ユニフォーム]

Jクラブは原則としてJリーグ公式ユニフォームを着用のこと。

但し、ホームカラー、アウェイカラーの別についてはホームチームの責任者と協議の上で決定される。

また、止むを得ない事情により公式ユニフォームが準備できない場合は、練習着の使用も認める（但し、背番号は明確に記載されていること）。

関西学生選抜については本大会用公式ユニフォームを着用のこと。

## 第13条 [運営責任]

1) 試合の運営にあたっては、ホームチームの代表者が一切の責任を負う。

但し、止むを得ない事情により、アウェイ開催しか困難な場合は、試合会場をアウェイとしながらホーム扱いの運営を認める。この場合も、運営についてはホームチームが一切の責任を負う。

2) 試合球手配は、ホームチームの責任において行うものとする。

## 第14条 [開催不能または中止となった試合の記録]

開催不能または中止となった試合の出場および得点は記録されない。但し、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

制定：平成22年2月25日

平成22年8月2日一部改定

平成24年1月27日一部改定

平成26年3月5日一部改定

平成27年1月15日一部改定